

(使用の許可)

第6条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長（指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、指定管理者。以下この条、次条、第8条第1項及び第11条第2項において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件（以下「使用許可条件」という。）を付けることができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 申請者が関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等その他の反社会的勢力であるとき。
- (3) 申請者が施設又はその設備、備品等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、施設を使用させることが適当でないと認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用の許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又は施設の使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用許可条件に違反したとき。
 - (3) 使用者が第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 使用者が偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
 - (5) 前各号に掲げるときのほか、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定による許可の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、市（指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、指定管理者）はその責めを負わない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料の額の範囲内で市長が別に定める額をあらかじめ使用料として納入しなければならない。

- 2 納入した使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用することができないときのほか市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 3 市長は、市が主催する事業等に施設を使用するときのほか特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は第9条第1項の規定により施設の使用を中止させられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(遵守義務)

第12条 施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宗教活動をしないこと。
- (2) 施設又はその設備、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物等を配布しないこと。
- (4) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 市長は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為を止めることを指示し、これに従わないときは、施設からの退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設又はその設備、備品等を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害の一部又は全部を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理等)

第14条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手續等については、関市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年関市条例第17号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用の許可及び制限に関する業務
- (3) 施設の運営に関する業務
- (4) 第16条に規定する利用料金の収納等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が収受する利用料金)

第17条 使用者は、指定管理者が施設の管理を行う場合は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、別表に定める使用料の額の範囲内であらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかにこれ

を告示しなければならない。

- 5 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用することができないときのほか指定管理者が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年 月 日までの間において規則で定める日から施行する。

別表（第10条、第17条関係）

区分	使用料（円）					
	午前	午後	夜間	午前及び 午後	午後及び 夜間	全日
	午前9時 ～正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
飲食店舗						
物販店舗						
シェアキッチン						

備考

- 1 市内において独立開業を目指す新規事業者以外(既に市内で開業済で販促目的の利用の場合)にあつては、この表に定める使用料の額の○倍の額とする
- 2 使用者が入場料を徴収する場合又は営利目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の○倍の額とする。
- 3 やむを得ない理由により、使用時間区分以外の時間に使用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。

区分	使用料（円）		
	飲食店舗	物販店舗	シェアキッチン
延長料金（1時間）			